

独立行政法人国民生活センターにおける求職者等に対する セクシュアルハラスメント防止方針

令和8年9月9日 達第7号

第1 目的

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、求職者等が安心して求職活動等に参加できる環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び適切な対応に関する基本方針を定める。

第2 適用対象

この方針における「求職者等」とは、センターにおける採用活動等に参加する者をいい、次に掲げる者を含む。

- (1)採用応募者
- (2)採用説明会参加者
- (3)採用試験受験者
- (4)インターンシップ参加者
- (5)職場見学参加者
- (6)OB・OG訪問を行う者
- (7)その他採用活動に関連してセンターと接触する者

第3 基本方針

センターは、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許さない。

センターの役員、職員、専門非常勤職員、非常勤職員、事務補助員、派遣職員（以下「役職員等」という。）は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、求職活動等においてセクシュアルハラスメントを行ってはならない。

センターは、求職者等に対するセクシュアルハラスメントが生じた場合には、事実関係を確認の上、関係規程等に基づき、必要かつ適切に対応する。

第4 セクシュアルハラスメントとなり得る行為

次に掲げる行為は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する場合がある。

- (1)性的な内容の発言、冗談又はからかい
- (2)交際状況、容姿、身体又は性的事項に関する不適切な質問又は発言
- (3)食事その他私的な交際への誘い
- (4)意に反する身体的接触
- (5)採用の可否を示唆して私的な関係を求める行為
- (6)SNS その他の通信手段を用いた不適切な私的連絡
- (7)その他求職者等に不快感を与える性的な言動

第5 役職員等の責務

役職員等は、採用活動等に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)求職者等の人格及び尊厳を尊重すること。
- (2)採用活動等に必要範囲を超える私的接触を行わないこと。

- (3)採用選考に関係のない個人的事項について質問しないこと。
- (4)求職者等との連絡に当たっては、センターが認める手段を用いること。
- (5)セクシュアルハラスメントに該当するおそれのある行為を行わないこと。

役職員等は、求職者等から相談を受けた場合又はセクシュアルハラスメントに該当するおそれのある事案を把握した場合は、速やかに相談窓口へ報告しなければならない。

第6 相談窓口

求職者等及び役職員等からの相談に対応するため、次の相談窓口を設置する。

総務部総務課 求職者等に対するセクシュアルハラスメント相談担当

相談内容は、相談者の意向を尊重し、必要な範囲で取り扱う。

事実関係の確認に当たっては、相談者のプライバシーの保護に十分配慮する。

第7 相談者等の保護

センターは、相談を行ったこと、事実確認への協力その他この方針に基づく対応に関与したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

第8 事案発生時の対応

センターは、相談を受けた場合又は事案を把握した場合には、速やかに事実関係を確認し、必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1)被害を受けた求職者等への配慮
- (2)関係者からの事実確認
- (3)行為者への指導、注意その他必要な措置
- (4)関係規程等に基づく懲戒等の措置
- (5)再発防止措置

第9 周知

センターは、この方針を役職員等に周知するとともに、ホームページへの掲載その他適切な方法により、求職者等へ周知するものとする。

第10 補足

この方針に定めるもののほか、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び対応に関し必要な事項は、関係規程等の定めるところによる。

附 則

この達は、令和8年10月1日から施行する。